

議案第 14 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市
廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄
物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年橋本市条例第154号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後				改正前					
別表(第28条関係)		別表(第28条関係)		種別		区分		手数料	
略	種別	略	区分	略	種別	略	区分	略	手数料
5	し尿を収集、運搬及び処分するとき	従量料金	180リットル以下の場合 180リットルを超える場合 18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとする。)	180リットル以下の場合 180リットルを超える場合 18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとする。)	従量料金	180リットル以下の場合 180リットルを超える場合 18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとする。)	180リットル以下の場合 180リットルを超える場合 18リットルごとに(18リットル未満は18リットルとする。)	1,715円	172円
略	略	特殊料金	汲取ホース40メートルを超える場合 20メートルごとに	汲取ホース40メートルを超える場合 20メートルごとに	特殊料金	略	略	172円	略

(橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年橋本市条例第17号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
附則 (施行期日)	略	附則 (施行期日)	略
1	略	1	略

